

(別紙3)

京都府 地域活動指針及び同指針に基づく要件
(資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動))

第1 対象となる施設区分、活動項目 (実践活動)

施設区分		活動項目	活動の内容
集落が 管理す る施設	水路 (開水 路) (ハイドラ ン)	61 水路の補修	【水路本体】 ☐ 水路の破損部分の補修 ☐ 水路の老朽化部分の補修 ☐ 水路側壁の嵩上げ ☐ U字フリューム等既設水路 の再布設 【附帯施設】 ☐ 集水枡、分水枡の補修 ☐ ゲート、ポンプの補修 ☐ 安全施設の補修
		121 取水施設の補修	【附帯施設】 ☐ 取水施設の補修
		122 水路法面等の補修	【附帯施設】 ☐ 水路法面等の補修
		123 水路の浚渫 (頭首工を含む)	【附帯施設】 ☐ 水路の浚渫 (頭首工を含む)
		62 水路の更新等	【水路本体】 ☐ 素掘り水路からコンクリート水路 への更新 ☐ 水路の更新 (一路線全体) ☐ 法面管理用小段の設置・更新 【附帯施設】 ☐ ゲート、ポンプの更新 ☐ 安全施設の設置
		124 取水施設の更新	【附帯施設】 ☐ 取水施設の更新
	農道	63 農道の補修	【農道本体】 ☐ 農道路肩、農道法面の補修 ☐ 舗装の打換え (一部) 【附帯施設】 ☐ 農道側溝の補修
		125 橋梁の補修	【附帯施設】 ☐ 橋梁の補修

		64 農道の更新等	【農道本体】 ☐ 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） ☐ 法面管理用小段の設置・更新 【附帯施設】 ☐ 側溝蓋の設置 ☐ 土側溝をコンクリート側溝に更新
	ため池	65 ため池の補修	【ため池本体】 ☐ 洗掘箇所の補修 ☐ 漏水箇所の補修 【附帯施設】 ☐ 取水施設の補修 ☐ 洪水吐の補修 ☐ 安全施設の補修
		126 浚渫	【ため池本体】 ☐ 浚渫
		66 ため池（附帯施設）の更新等	【附帯施設】 ☐ ゲート、バルブの更新 ☐ 安全施設の設置
農地に 係る 施設	農地	138 法面管理用小段の補修	☐ 法面管理用小段の補修
		131 畦畔除去	☐ 畦畔除去
		132 客土	☐ 客土
		139 法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新	☐ 法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新
	排水施設	133 暗渠・明渠排水の補修	☐ 暗渠・明渠排水の補修
		134 暗渠・明渠排水の設置	☐ 暗渠・明渠排水の設置
	給排水施設	135 給排水施設の補修	☐ 給排水施設の補修
		136 給排水施設の設置	☐ 給排水施設の設置
	鳥獣害 対策 施設	137 鳥獣害防護柵の補修	☐ 鳥獣害防護柵の補修
		140 鳥獣害防護柵の更新	☐ 鳥獣害防護柵の更新

第2 活動の説明

1 実践活動

ア 水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

①水路の補修

【水路本体】

☐水路の破損部分の補修

- ・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐水路の老朽化部分の補修

- ・ 目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐水路側壁の嵩上げ

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

☐U字フリューム等既設水路の再布設

- ・ 水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

【附帯施設】

☐集水枡、分水枡の補修

- ・ 集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐ゲート、ポンプの補修

- ・ ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐安全施設の補修

- ・ 水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②取水施設の補修

☐取水施設の補修

- ・ 取水を円滑に行うため、井堰、井戸等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

③水路法面等の補修

☐水路法面等の補修

- ・ 水路法面等における張りコンクリート等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

④水路の浚渫（頭首工を含む）

☐水路の浚渫（頭首工を含む）

- ・土砂の堆積などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなど日常の管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて浚渫を行うなどの対策を行うこと。

⑤水路の更新等

【水路本体】

☐素掘り水路からコンクリート水路への更新

- ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

☐水路の更新（一路線全体）

- ・老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。

☐法面管理用小段の設置・更新

- ・草刈り等の日常管理に支障が生じている水路法面において、管理用小段の設置、更新を行うこと。

【附帯施設】

☐ゲート、ポンプの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。

☐安全施設の設置

- ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

⑥取水施設の更新

☐取水施設の更新

- ・取水に支障をきたしている井堰、井戸等について、施設全体を改修するなど更新による対策を行うこと。

イ 農道に関する対象活動

①農道の補修

【農道本体】

☐農道路肩、農道法面の補修

- ・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

☐舗装の打換え（一部）

- ・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

【附帯施設】

□農道側溝の補修

- ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

②橋梁の補修

□橋梁の補修

- ・通行上、支障をきたすことのないよう、床板、舗装箇所の補修等の対策を行うこと。また、安全対策のため、高欄の補修対策を行うこと。

③農道の更新等

【農道本体】

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

- ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

□法面管理用小段の設置・更新

- ・草刈り等の日常管理に支障が生じている農道法面において、管理用小段の設置、更新を行うこと。

【附帯施設】

□側溝蓋の設置

- ・農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

- ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

ウ ため池に関する対象活動

①ため池の補修

【ため池本体】

□洗堀箇所の補修

- ・ため池において、堤体が洗堀されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

☐漏水箇所の補修

- ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

【附帯施設】

☐取水施設の補修

- ・ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐洪水吐の補修

- ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

☐安全施設の補修

- ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②浚渫

☐浚渫

- ・集中豪雨等に備え、貯水量確保のため、また、営農上必要なため池の貯水量を確保するため、ため池内の浚渫を行うこと。

③ため池の更新等

☐ゲート、バルブの更新

- ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

☐安全施設の設置

- ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

エ 農地に関する対象活動

①法面管理用小段の補修

☐法面管理用小段の補修

- ・農用地法面に設置した小段の補修を行うこと。

②畦畔除去

☐畦畔除去

- ・営農の効率化等を目的として、畦畔の除去等を行うこと。

③客土

☐客土

- ・土質及び土壌構造改良を目的として、田の基盤への客土を行うこと。

④法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新

☐法面勾配の緩和、法面管理用小段の設置・更新

- ・草刈り等の日常管理に支障が生じている農地法面において、法面勾配の緩和や管理用小段の設置、更新等の安全対策を行うこと。

オ 排水施設に関する対象活動

①暗渠・明渠排水の補修

☐暗渠・明渠排水の補修

- ・排水不良により、支障が生じている農地において、暗渠・明渠排水等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②暗渠・明渠排水の設置

☐暗渠・明渠排水の設置

- ・排水不良により、支障が生じている農地において、暗渠・明渠排水等の設置を行うこと。

カ 給排水施設に関する対象活動

①給排水施設の補修

☐給排水施設の補修

- ・一筆排水施設、一筆取水施設、バルブ等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②給排水施設の設置

☐給排水施設の設置

- ・一筆排水施設、一筆取水施設、バルブ等の更新、設置等を行うこと。

キ 鳥獣害対策施設に関する対象活動

①鳥獣害防護柵の補修

☐鳥獣害防護柵の補修

- ・農地周りに設置の鳥獣害防護柵の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

②鳥獣害防護柵の更新

☐鳥獣害防護柵の更新

- ・鳥獣害防護柵の形状の劣化、破損等が見られる場合、更新等より対策を行うこと。